

～令和3年度 旭川市補助金制度のご案内～

旭川市住宅改修補助制度 対象者

- ・旭川市内にある新築後10年以上経過した住宅であること
- ・工事を行う住宅に申請者の住民登録があること
- ・申請者が旭川市税を完納していること

A 省エネルギー化工事

対象工事 内窓取替、外窓取替、玄関ドア取替、床・外壁・屋根などの断熱改修、高断熱浴槽のお風呂に改修
節水型トイレに取替 など

補助金額 対象工事費の1/3で上限10万円

対象工事費が税込30万円以上の工事から申込できます。
トイレを含む場合は税込10万円以上の工事から申込できます。

受付期間 第1期 予算額1,000万円
令和3年4月15日(木)～5月11日(火)

第2期 予算額1,000万円 抽選：5月17日(月)

令和3年7月 1日(木)～7月14日(水)
抽選：7月20日(月)



B 性能維持・向上工事

対象工事 屋根・外壁の塗装や貼替、内部建具の新設・改修
フローヤークロスなどの内装改修
対象工事に伴う付帯工事 など



補助金額 対象工事費の1/10で上限10万円

対象工事費が税込30万円以上の工事から申込できます。

受付期間 第1期 予算額1,850万円
令和3年4月15日(木)～5月11日(火)
抽選：5月17日(月)



旭川市住宅雪対策補助制度

対象者 ・旭川市内にある住宅であること（賃貸住宅を含む）
・工事を行う住宅に申請者の住民登録があること、
又は申請者が所有している住宅であること
・申請者が旭川市税を完納していること

補助金額 10万円(一律)

対象工事費が税込み30万円以上の工事から申込できます。



対象工事 ①融雪施設設置工事
融雪槽・融雪機やロードヒーティングなどの新設
②雪対策の為に住宅改修工事
無落雪屋根への改修や雪底防止装置の新設など

受付期間 第1期 予算額2,500万円
令和3年4月15日(木)～5月11日(火)

第2期 予算額1,500万円 抽選：5月18日(火)

令和3年7月1日(木)～7月14日(水)

抽選：7月20日(火)



旭川市やさしさ住宅補助制度

対象者 ・旭川市内にある住宅であること
・工事を行う住宅に60歳以上の申請者の
住民登録があること
・申請者が旭川市税を完納していること

補助金額 10万円(一律)

対象工事費が税込30万円以上の工事から申込できます。



対象工事 バリアフリー化工事
手すりの設置や段差解消、お風呂改修、
ホームエレベーター・階段昇降機の新設など

受付期間 予算額500万円
令和3年7月 1日(木)～7月14日(水)

抽選：7月19日(月)



補助制度の種類によって制度内容が異なります。申請期間も短い為、リフォームをご検討中の方はまずは当社担当者へお問合せ下さい。
ご検討中のリフォームが対象なのか、対象の場合いどのくらい補助がでるのかなどご説明いたします。

受付期間内に予算額を越えた場合は抽選となります。補助の種類によっては【第1期】【第2期】と年度内に2回受付を行うものもあり
第1期で落選しても第2期で再度申請する事も可能です。



「真心のある建築」に全力を尽くします

東成建設株式会社

旭川市宮下通22丁目左10号
TEL0166-31-5115
FAX0166-33-8592

24時間・お客様サービスセンター

フリーダイヤル はちじゅうの よんせんぱん

0120-80-4000

ホームページをご覧ください！

東成建設 検索

担当：

対象工事基準

旭川市住宅改修補助制度

A.省エネルギー化工事

- ・内窓の新設又は交換 ・外窓の交換 ・ガラスの交換 ・玄関ドアの交換
- ・床の断熱改修 ・屋根又は天井の断熱改修 ・基礎、外壁の断熱改修
- ・高断熱浴槽を備えた浴室への改修 ・節水型トイレへの改修
- ・上記工事に伴って最低限必要になる付帯工事

B.性能維持・向上工事

- ・屋根の塗装、改修（防水改修、葺替、二重屋根等） ・外壁の塗装、改修（貼替、モルタル補修等）
- ・床（畳含む）、内壁、天井の改修 ・住宅内部建具の新設、改修
- ・上記工事に伴って最低限必要になる付帯工事

旭川市住宅雪対策補助制度

- ・融雪槽又は融雪機（固定式のもの）の新設 ・ロードヒーティングの新設
- ・上記以外の融雪施設（固定式のもの）の新設
- ・屋根ルーフヒーターの新設 ・勾配屋根を無落雪屋根（M形屋根、フラット屋根(屋根勾配3/100程度)）へ改修
- ・滑雪する屋根材（カラートタン等）を落雪しづらい屋根材（砂付きルーフィング等）へ変更
- ・雪庇防止装置（雪庇切り金物等）の新設
- ・玄関アプローチの通行上必要な部分へ屋根の新設
- ・その他住宅の雪対策の向上に効果があると市長が認めた工事
- ・上記工事に伴って最低限必要になる付帯工事

旭川市やさしさ住宅補助制度

- ・手すりの設置（下地に強固に取付するもの）
- ・屋外スロープの設置又は改良（幅が1.2m程度で道路から玄関まで段差がないもの）
- ・床の段差解消 ・浴室入口の段差解消 ・勾配の緩い階段への交換又は改良 ・階段ノンスリップの設置
- ・滑りにくい床材への変更 ・住宅内の廊下又は出入口の幅の拡張（概ね85cm以上）
- ・ホームエレベーターの新設 ・階段昇降機の新設 ・段差解消機（固定式）の新設
- ・高齢者の日常生活の安全性、利便性等の向上に効果があると市長が認めた工事
- ・上記工事に伴って最低限必要になる付帯工事

※次に該当する場合は対象になりません。

- ・既に工事請負契約や着手・完了している工事は申請できません。
- ・国や北海道などが実施する制度で補助を利用できる工事は申請できません。
- ・要支援・要介護認定者、重度身体障がい者、難病患者が利用できる別の補助制度と支給対象工事が重複している工事は申請できません。
- ・今年度【旭川市住宅改修補助制度】【旭川市住宅雪対策補助制度】【旭川市やさしさ住宅補助制度】のいずれか1種類を申請する場合、その他の補助制度を併用して申請する事は出来ません。（同年度中は1種類のみ）
- ・過去に同制度による補助を受けている場合、同じ制度を再度申請する事はできません。1回限りです。